

- 長井市第三次男女共同参画基本計画
- 長井市職業生活における女性活躍推進計画
- 長井市 DV 防止基本計画

ながいスマイルプラン

「誰もが個性と能力を発揮できるまち」をめざして

令和6年3月
長井市

目次

第1章	計画の基本的な考え方		
	1 男女共同参画社会とは	1
	2 計画策定の背景と趣旨	1
	3 計画期間	1
	4 計画の位置づけ	2
	5 計画の推進体制と進行管理	3
第2章	これまでの取り組みと現状		
	1 施策の取り組みと成果	4
	2 長井市の男女共同参画の現状と課題	8
第3章	計画の特徴		
	1 基本目標	13
	2 基本理念	13
	3 計画推進の概念図	14
	4 施策の体系図	15
第4章	実現のための施策		
	1 社会全体で目指す姿	16
	施策の柱1 誰もが多様性を尊重し認め合う社会づくり		
	2 家庭において目指す姿	20
	施策の柱2 互いに支え合い笑顔あふれる家庭環境づくり		
	3 学校において目指す姿	23
	施策の柱3 誰一人取り残さない教育環境づくり		
	4 職場において目指す姿	26
	施策の柱4 個性と能力を発揮し活躍できる職場環境づくり		
	5 地域において目指す姿	29
	施策の柱5 安心・安全にいきいきと暮らせる地域づくり		
付属資料	◎ 審議会委員名簿、計画策定の経過	34
	◎ 男女共同参画社会基本法		35
	◎ 長井市男女共同参画推進条例	40
	◎ 長井市男女共同参画推進条例施行規則	44
	◎ 長井市男女共同参画推進本部規定	45
	◎ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	...	46
	◎ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	61
	◎ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	73
	◎ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性	76
	に関する国民の理解の増進に関する法律		

第1章 計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画¹⁾する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。すなわち、誰もが性別に関わりなく個人として尊重され、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる社会のことです。

2 計画策定の背景と趣旨

長井市では、平成14年12月「すべての市民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会」を目指し、長井市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）を公布・施行しました。その後、条例第9条に基づき、平成18年3月には、「長井市男女共同参画基本計画」、平成26年3月には、「長井市第二次男女共同参画基本計画」（以下、「第二次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を推進してきました。

これまでの取組を通じて、男女共同参画に関する意識は少しずつ向上してはいるものの、依然として、性別による役割分担意識や昔ながらの社会慣行が根強く残っており、男女共同参画の理念が十分に浸透しているとは言えません。また、人口減少社会の本格化や、ジェンダー平等²⁾に向けた世界的な潮流等、社会情勢の急速な変化への対応も求められています。

この度、第二次計画の計画期間が終了することから、これまでの取組状況を踏まえ、男女共同参画に係る課題や社会情勢の変化に対応した、「長井市第三次男女共同参画基本計画～ながいスマイルプラン～」を策定します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

1) 参画とは、単に「参加」するのではなく、政策などの立案及び決定の段階から加わること。

2) ジェンダーとは、男らしさ、女らしさといった、社会的・文化的につくられた性差のこと。ジェンダー平等とは、一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

4 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。
- (2) 本計画は、国の「第五次男女共同参画基本計画」や「山形県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえるとともに、市の最上位計画である「長井市第六次総合計画」の個別計画と位置付け、他分野の関連計画と整合を図り、策定するものです。
- (3) 本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- (4) 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。
- (5) 本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の理念と軌を一にするものであり、目標5「ジェンダー平等の実現」をはじめ、本計画に関連する目標について、計画全体の実行を通して貢献していきます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

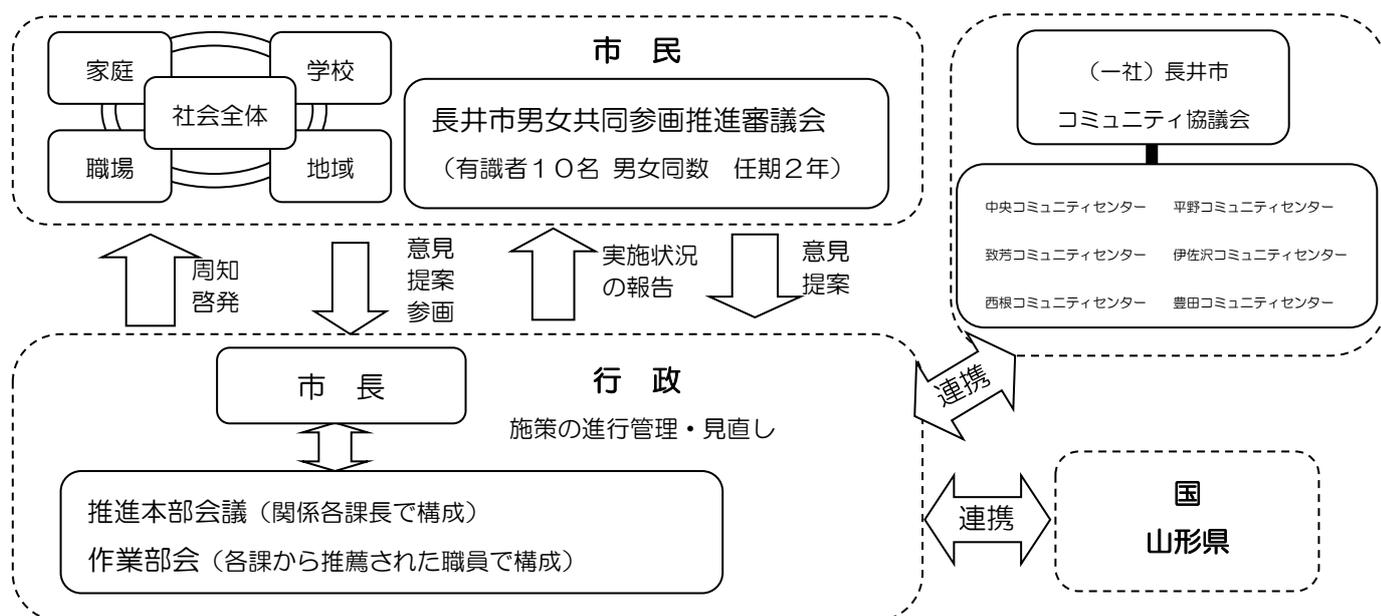
◆SDGs（持続可能な開発目標）とは？
SDGsとは、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されており、目標5として「ジェンダー平等の実現」が掲げられています。また、「ジェンダー平等」は、経済・環境などのすべてのゴールの達成を左右するもので、分野横断的に重要だとされています。本計画では、どの分野でも「ジェンダー平等」の視点から取り組みを進め、SDGsに貢献します。

5 計画の推進体制と進行管理

(1) 行政における推進体制

全庁で横断的な取り組みを行うため、関係各課長からなる推進本部会及び作業部会を組織し、推進状況についての評価を行い、改善策の検討を行います。

(2) 市民との協働の推進体制



条例第16条に基づき、長井市男女共同参画推進審議会を設置し、男女共同参画推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議していきます。また、市内のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、市民、事業者等、国及び県と協働で取り組んでいきます。

(3) 実施状況の公表と進行管理

条例第15条及び長井市男女共同参画推進条例施行規則第2条に基づき、施策の総合的な推進を行うため、毎年進捗状況調査を行い、主要な施策の実施状況等について公表し、施策の評価と改善を行います。

また、本計画においては、それぞれの事業において男女共同参画社会の理念を意識しながら取り組んでいけるよう、具体的な成果指標を設定し、5年単位で見直しをかけながら推進していきます。

第2章 これまでの取り組みと現状

1 施策の取り組みと成果

前計画では、条例第4条の「目指す姿」に基づき、「家庭」、「学校」、「職場」、「地域」と、4つの分野を包括する「社会全体」という5つの分野にわけ、目標を定めて施策を展開してきました。

(1) 社会において目指す姿（社会全体分野）

一人ひとりが人間としての人権を尊重する社会、あらゆる分野で男女の意見や考えが反映される社会を目標に、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識³⁾の解消、政策・方針決定過程への女性の参画推進のため、地域講座の開催やパネル展の実施、市報やホームページ、SNSを活用した情報発信等、意識啓発活動に取り組みました。

市の審議会等委員への女性登用については40%の目標値を設定し、委員選定の際に各課で配慮してきました。目標値の達成には至らなかったものの、令和元年以降は、調査対象とした全ての審議会において、女性委員が選定される状況が継続しています。また、計画スタート時、市職員の女性管理職は0人であったのに対し、現在は35名中10名となり、徐々に女性活躍の推進が進んでいます。

指標NO	成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R4年度)	目標値 (R5年度)
	男女共同参画の啓発に関する取り組みの推進			
1	①男女共同参画に係る講座・イベント・パネル展等の実施(広域連携含む)	2回/年	4回/年	2回/年
	②市報・ホームページ・SNS等による男女共同参画に関する情報発信	5回/年	15回/年	10回/年
2	「男女共同参画の推進」を重要な課題と思う人の割合(重要・まあ重要) <small>※令和4年度市民アンケート調査結果より引用</small>	58.4%	66.4%	81.3%
3	審議会等における女性委員の割合	30.5%	29.6%	40%
4	市職員の管理職(主幹以上)に占める女性の割合	4.9%	28.5%	15%

³⁾ 性別による固定的な役割分担意識とは、「男は仕事、女は家庭」、「男は主役、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のこと。

(2) 家庭において目指す姿（家庭分野）

男女がともに対等な家族の一員として協力しながら、家事、育児、介護等ができる家庭を目標に、子育て・介護支援、健康づくりへの支援、家庭の悩み解消の支援などに取り組んできました。

家庭状況に応じた子育て支援として、パパママ教室は、ニーズに合わせたカリキュラムの見直しや母子手帳交付時の参加勧奨を徹底したことで、夫婦での参加が増加傾向にあります。また、子育てアプリサービス「母子モ」を導入し、子育て世帯の不安を取り除くための定期的な情報発信取り組みました。

子育て支援センターは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きく影響を受けましたが、一部事業の縮小と感染対策を講じながら、「まざ〜れ」「いろは」「にじいろ」の3か所を開設し、親子の遊び場と交流の場を提供するとともに、育児相談等の支援を実施しました。令和5年9月には、遊びと学びの交流施設「くるんと」も開設し、今後のさらなる支援策の充実が期待されます。

指標 NO	成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R4年度)	目標値 (R5年度)
5	パパママ教室に夫婦で参加した割合	44.5%	48.5%	50%
6	子育て支援センター年間利用者数	7,571人	4,528人	10,000人
7	子育てアプリ登録者数	230人	417人	450人
8	特定健康診査の受診率	45.3%	52.4%	63%

(3) 学校において目指す姿（学校分野）

子どもたち一人ひとりが互いを尊重し認め合いながら、自らの個性と能力を発揮し、楽しく学校生活を送ることができるよう、男女平等教育や健康教育の推進、情報モラル教育の推進に取り組みました。

市内小中学校においては、性別によらない名簿の導入を進めるとともに、令和3年度には、中学校の制服の一部を変更し、女子生徒の制服にスラックスを再導入するなど、生徒の多様性に配慮した見直しを図りました。職業体験においては、性別に捉われない主体的な選択ができるよう、事業所との連携を図りながら、幅広い職種の実験ができるようにしました。

また、平成28年度以降は、人権擁護委員と連携し、長井北中学校にて男女共同参画をテーマとした「人権教室」を継続して実施しています。クイズを交えた講話やグループワークを通じて、互いの人権を尊重しつつ思いやりを持って生きていくことができる教育を目指しました。

指標 NO	成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R4年度)	目標値 (R5年度)
9	小中学校に向けた男女共同参画に関する啓発活動の実施回数	1回/年	1回/年	2回/年

(4) 職場において目指す姿（職場分野）

誰もがいきいきと働き続けることが出来る職場環境づくりのため、職場における男女の均等な機会と待遇の確保、ワーク・ライフ・バランス⁴⁾の推進に取り組みました。

令和2年2月には、地域一体で働きやすい環境整備を進めるため、市長と市管理職32名、市内企業12社とともに「長井市イクボス共同宣言」⁵⁾を実施しました。

市の職員の仕事と家庭の両立を促進するため、両立支援制度一覧を作成し、職員への周知、該当者が利用しやすい環境の醸成を呼び掛けました。特に、男性職員に対し、個別に配偶者出産休暇制度等を案内し、積極的に取得するよう声掛けを行うとともに、所属長に対しても配慮するよう指導し、取得しやすい環境整備に努めました。

指標 No	成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R4年度)	目標値 (R5年度)
10	やまがたイクボス同盟加盟数 ^(※1)	4団体	9団体	15団体
11	市の男性職員の配偶者出産休暇(2日)、育児参加のための休暇(5日)の合計平均取得日数	2.7日	3.8日	5日
	取得率(配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇の取得人数/取得対象人数)	85.7%	100%	100%
12	病児保育利用者数	271人	202人	300人

(※1) …「やまがたイクボス同盟」とは、山形県内においてイクボスの輪を広げながら、男女が共に仕事と家庭を両立できる社会の実現を目指し、山形県知事や経済団体のトップが発起人となり設立されたもの。加盟団体の管理職がイクボスとして、相互連携を図りながら、職場におけるワーク・ライフ・バランスの普及拡大を進めている。

4) 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて自ら希望するバランスで多様な生き方が選択・実現できること。

5) イクボスとは、部下や同僚のワーク・ライフ・バランスを考え、個人のキャリアと人生を応援しながら、組織としての成果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。イクボスを対外的に宣言することを「イクボス宣言」と言い、「共同宣言」として行うことで、地域一体で働き方改革の推進を目指した。

(5) 地域において目指す姿（地域分野）

誰もが積極的に地域活動に参画していくことができる、暮らしやすいまちづくりを目標に、地域活動における男女共同参画の推進や高齢者や障がい者の社会参加の促進、防災分野への女性の参画拡大等に取り組んできました。

女性消防団員については、様々な機会を捉え入団促進に継続して取り組んだことで、増員につながりました。また、長井市としては数年ぶりに女性が地区長となるなど、徐々に地域活動における女性参画の状況も見受けられます。

ミニデイサービスについては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、活動団体の休止などにより利用者の大幅な減少に見舞われましたが、感染対策を講じた活動の浸透により、徐々に回復傾向にあります。高齢者の孤立を防ぐため、各コミュニティセンターにおけるサロン機能の設置や、空き家を活用した健康教室の実施など、多様な通いの場を創出し、地域の居場所づくりと支え合いの地域づくりの実現に取り組みました。

指標 NO	成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R4年度)	目標値 (R5年度)
13	ミニデイサービス利用者数	45,766人	23,306人	46,000人
14	女性消防団員の所属人数	14人	16人	20人
地域活動における女性活躍の推進				
参考 指標 (現状 把握) ※1	①各地区のコミュニティセンター運営協議会委員の女性割合	16% (25人/156人)	17.8% (24人/135人)	女性の割合 増加
	②各地区の地区長の女性割合	0% (0人/138人)	0.7% (1人/137人)	女性の割合 増加
	③市内小中学校のPTA会長の女性割合	12% (1人/8人)	0% (0人/8人)	女性の割合 増加

2 長井市の男女共同参画の現状

(1) 人口の推移

長井市の人口は、平成22年に人口3万人を割り込んで以降、令和2年には2万6,543人となり、少子高齢化による人口減少が急速に進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和7年には人口は2万4,000人を下回るとされています。同年には、人口に占める高齢者の割合は36.8%となり、働き手である成年世代（15～64歳）1.4人で1人の高齢者を支える状態が予想されています。

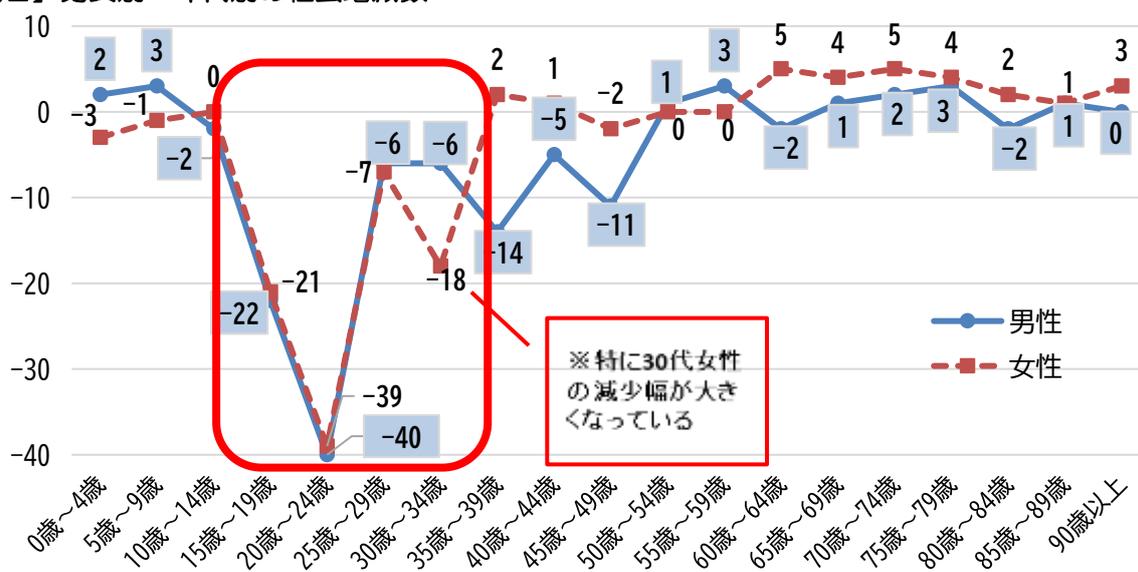
また、人口の社会増減数については、10代後半から20代前半については男女ともに減少幅が大きいものの、20代後半から30代前半については女性の減少幅が特に大きくなっています。

【図1】長井市の人口の推移と今後の推計



(資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計人口(H30))

【図2】男女別・年代別の社会増減数

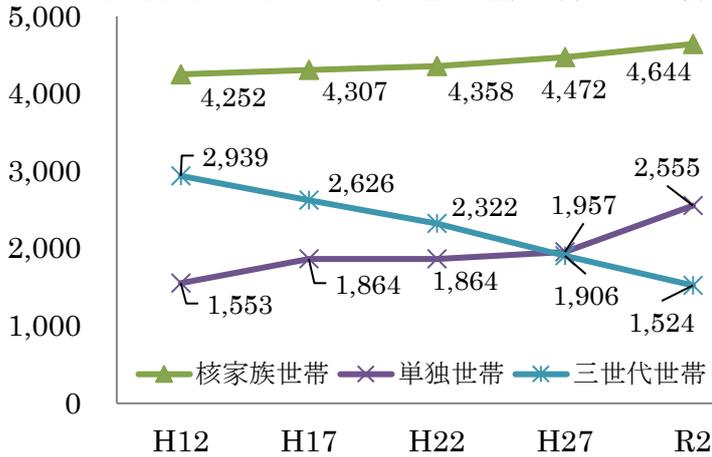


(資料：住民基本台帳移動人口報告より算出(R4))

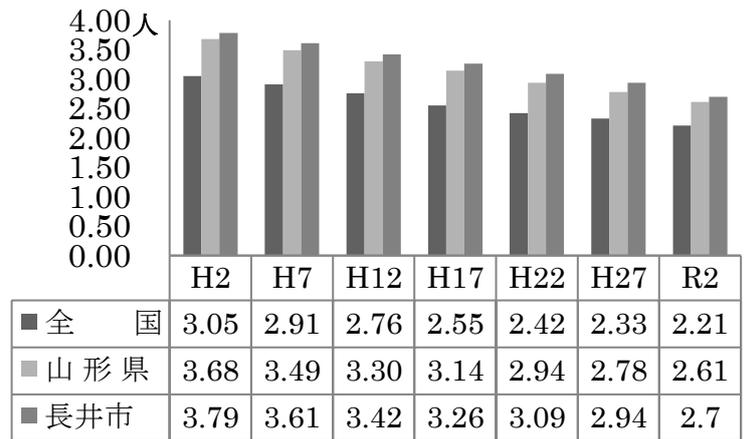
(2) 家族形態の変化

長井市は、全国と比べて三世同居世帯や一世帯あたりの世帯人員が多いという特徴がありますが、平成2年度に3.79人だった世帯人員は、令和2年度には2.7人へと減少しています。また、総世帯数に占める核家族世帯と単身世帯の割合は上昇傾向にあり、核家族化が進んでいることがうかがえます。晩婚化や未婚を選択する人の増加などにより、人生の多様化も進んでおり、「家族」の形態も変化していると言えます。

【図3】 家族形態の推移 (H12~R2) (単位：世帯)



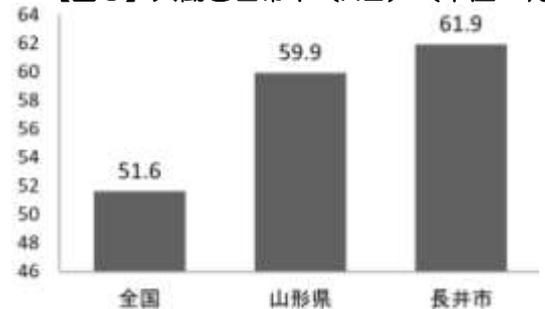
【図4】 世帯人員の推移 (H2~R2) (単位：人)



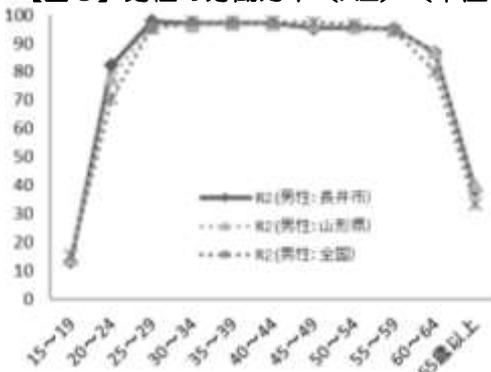
(3) 労働力の現状

山形県の共働き世帯率は59.9%と全国平均51.6%を大幅に上回っており、全国でも2番目に高い値ですが、長井市の共働き率は61.9%とさらに高いことが特徴です。また、人口に占める労働力人口の比率を示す労働力率⁶⁾を見ると、全国の女性の労働力率が子育て期にあたる30歳代を谷とするM字カーブを描くのに対し、長井市は、M字の谷がほとんど見られず男性の台形型に近いという特徴があります。このことから、長井市の女性は結婚・出産・育児等をして離職する割合は低い、もしくは離職しても復職する割合が高いことが考えられます。

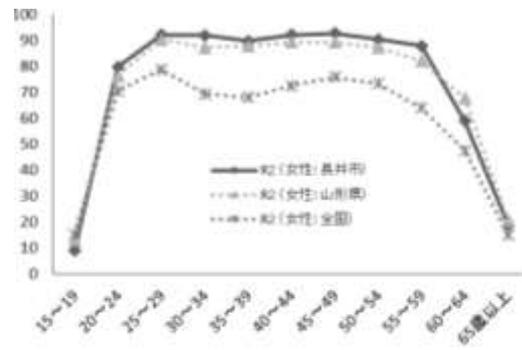
【図5】 共働き世帯率 (R2) (単位：%)



【図6】 男性の労働力率 (R2) (単位：%)



【図7】 女性の労働力率 (R2) (単位：%)



(資料：総務省「国勢調査」令和2年度より作成)

⁶⁾ 労働力率=「労働力人口」÷「15歳以上人口(労働力状態不詳を除く)」×100
(労働力状態不詳を「労働力人口」(分子)、「15歳以上人口」(分母)の双方に含めない。)

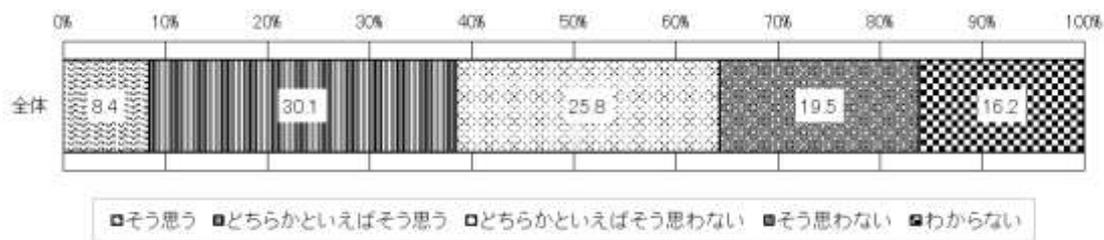
(4) 男女共同参画に関する意識調査

令和2年度に実施した市民アンケートにおける男女共同参画に関する意識調査によると、「社会全体で男女平等だと思うか」という問いに対し、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した人は45.3%で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した38.5%を上回りました。その中で「特に不平等を感じるのはどの項目か」という問いで一番多かったのが、「社会通念や習慣、しきたり」という回答でした。

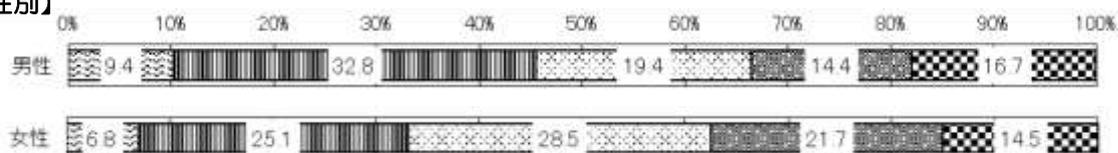
性別の結果を比較してみると、社会全体で男女平等だと感じているのは男性が42.2%なのに対し、女性は31.9%と、約10%程度、女性の方が低い結果となっています。また、年齢別の結果をみても、20代では、男女平等だと感じている割合が、不平等だと感じている割合よりも高い結果となりましたが、それ以外の年代ではほとんどが、不平等に感じている割合の方が高い結果となりました。特に、30代と60代において、不平等に感じていると回答する割合が5割を超えており、高い結果となっています。

【図8】長井市における男女共同参画の意識について（R2）（単位：%）

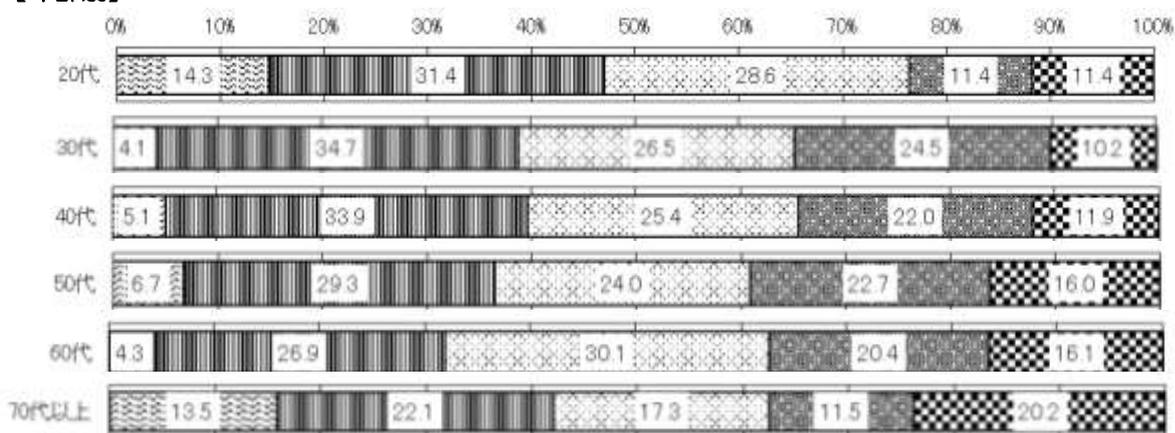
～「あなたは、社会全体で男女平等だと思いますか。」～



【性別】

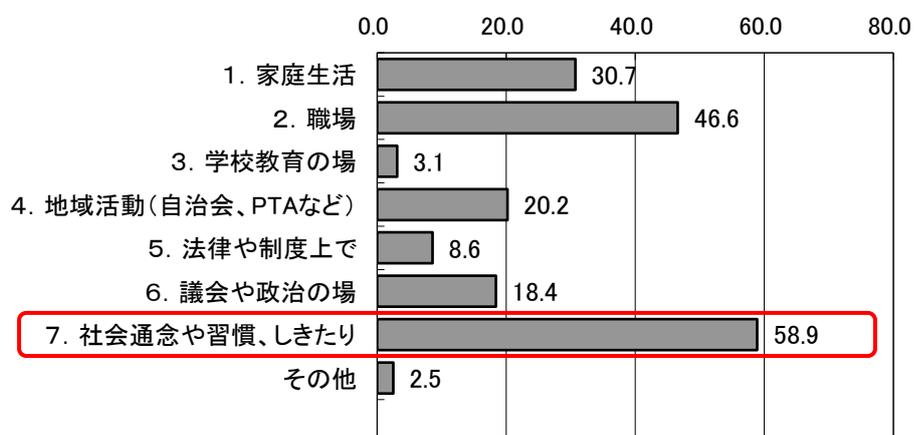


【年齢別】



【図9】長井市における男女共同参画の意識について（R2）（単位：%）

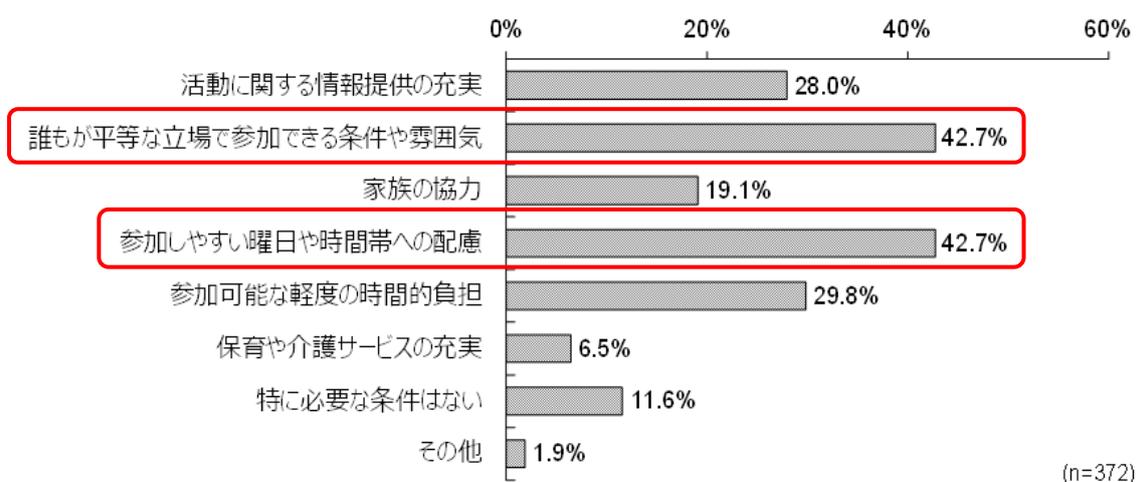
～「あなたが、特に不平等であると感じるのはどの項目ですか。（あてはまる番号を2つ選択）」～



また、令和4年度に実施した市民アンケートでは、地域活動への参加について問う項目において、「地域活動に参加する場合、どのような条件が必要になるか」という問いに対し、「誰もが平等な立場で参加できる条件や雰囲気」、「参加しやすい曜日や時間帯への配慮」がともに42.7%と回答数が多い結果となりました。誰もが地域活動に参画しやすい環境づくりや地域に残る昔ながらの社会慣行の見直しによる柔軟な対応が求められています。

【図10】長井市における地域活動について（R4）（単位：%）

～「今後、あなたが地域の活動に参加する場合、どのような条件が必要になるか。（あてはまる番号を2つ選択）」～



第3章 計画の特徴

1 基本目標

条例前文で定められた次の目標をここで改めて確認し、市民、事業者及び行政が連携協力しながら男女共同参画推進に取り組んでいくものとします。

誰もが個性と能力を発揮できるまち

2 基本理念

長井市男女共同参画推進条例第3条に掲げる「基本理念」のもとに、「誰もが個性と能力を発揮できるまち」を目指します。

(1) ジェンダー平等による人権の尊重（条例第3条第1項）

男女共同参画推進にあたり、男女が、ジェンダー平等²⁾を理解することで、個性と能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。

(2) 社会慣行にとらわれない自由な意思と選択による活動（条例第3条第2項）

男女共同参画推進にあたり、男女が、社会慣行にとらわれずに、自分の自由な意思と選択による活動ができるように配慮されること。

(3) 活動の立案、方針決定及び推進への対等な立場での参画（条例第3条第3項）

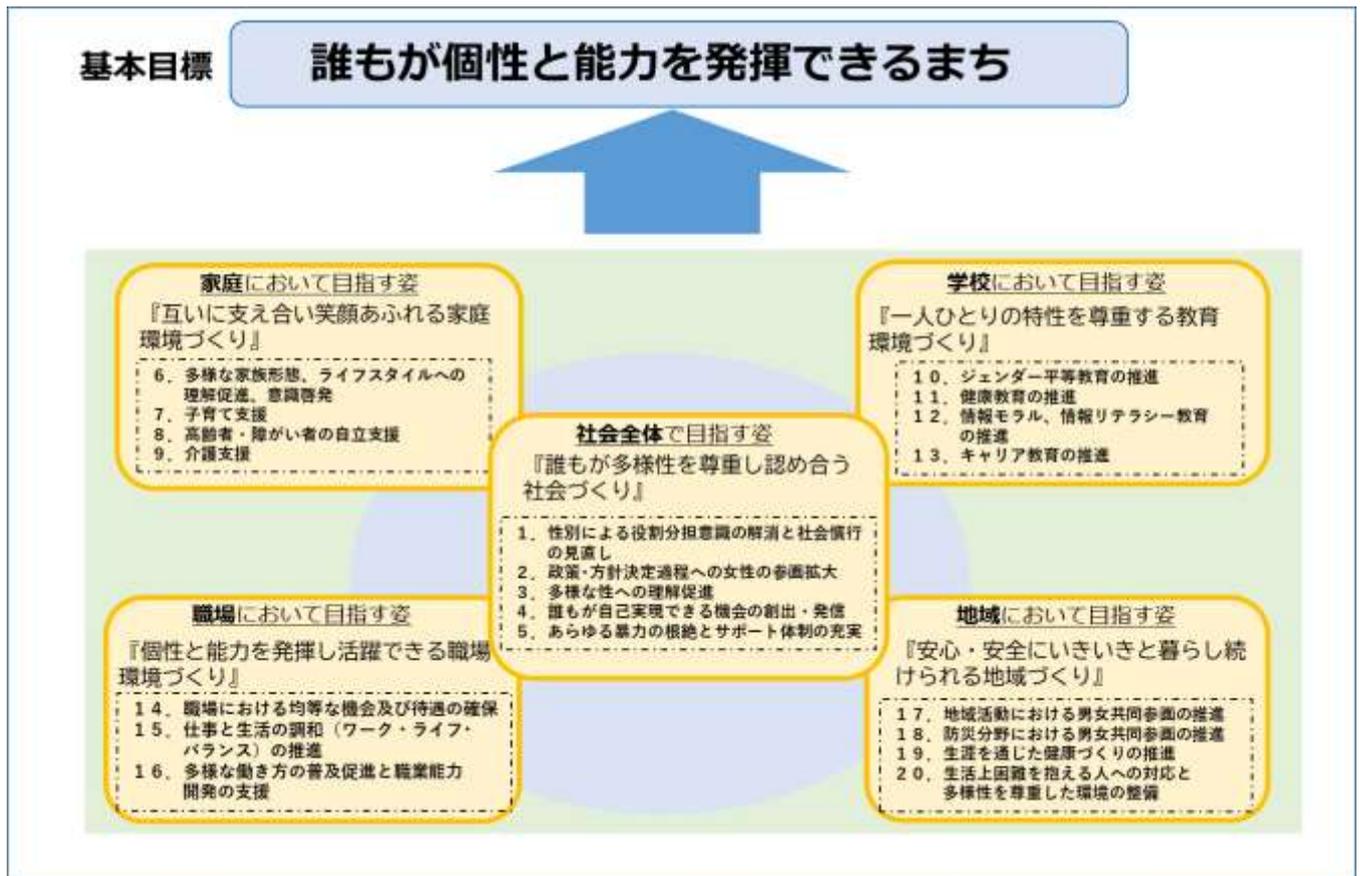
男女共同参画推進にあたり、男女が、家庭、職場、地域、学校、行政その他の社会生活における活動の立案、方針の決定及び推進において対等な立場で参画し責任を分かち合えること。

(4) 生涯にわたる健康の確保（条例第3条第4項）

男女共同参画推進にあたり、男女が、妊娠、出産、母性保護その他性に関することについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されること。

3 計画推進の概念図

本計画では、「家庭」、「学校」、「職場」、「地域」と、それら4つの分野を包括する「社会全体」という計5つの分野にわけ、相互に連携しながら計画を推進していきます。



基本目標『誰もが個性と能力を発揮できるまち』

体系図

社会全体

誰もが多様性を尊重し
認め合う社会づくり

1 性別による役割分担意識の解消と社会慣行の見直し

- ①男女共同参画を推進するための講座、意見交換会、講演会等の開催
- ②多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大（※女性活躍推進計画）

- ①積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の周知による理解促進と推進
- ②市の審議会等委員への多様な女性人材登用の推進
- ③産業団体、地域各種団体等の役員への女性登用拡大の働きかけ
- ④市の管理職への女性職員登用の推進

3 多様な性への理解促進

- ①性自認・性的指向に関する正しい知識の周知、啓発の推進
- ②多様な性の意識に関する相談体制の充実
- ③市民意識調査の実施、分析、施策への反映

4 誰もが自己実現できる機会の創出・発信

- ①長井市で実現できる働き方・暮らし方の情報整理と発信
- ②女性、若年層に対する地元定着・回帰のための支援
- ③様々な生き方を受け入れる社会全体での寛容性の醸成

5 あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実（※DV防止基本計画）

- ①暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
- ②DV早期発見のための体制整備と関係機関との連携強化
- ③DV相談体制と被害者支援の充実

家庭

互いに支え合い笑顔あふれる家庭環境づくり

6 多様な家族形態、ライフスタイルへの理解促進、意識啓発

- ①様々な家族形態、ライフスタイルに関する情報提供、支え合いの意識啓発
- ②男性の家事・育児・介護への参画促進のための支援

7 子育て支援

- ①家庭状況に応じた子育て支援・相談体制の充実
- ②子育て講座受講の機会や情報の提供
- ③妊娠・出産・育児期における母子の健康確保の推進

8 高齢者・障がい者の自立支援

- ①高齢者・障がい者の生活自立のための福祉サービスの充実
- ②自立に関する情報提供と相談・支援の充実

9 介護支援

- ①介護保険制度の適正利用の促進
- ②介護に関する情報提供と相談・支援体制の整備
- ③介護知識・技術の普及

学校

一人ひとりの特性を尊重する教育環境づくり

10 ジェンダー平等教育の推進

- ①無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の理解促進と多様性に配慮した学校運営
- ②性の多様性を学ぶための学習機会の充実
- ③教職員及び保護者への意識啓発・理解促進につながる機会の創出

11 健康教育の推進

- ①児童・生徒の人權に配慮した相談体制の充実
- ②発達段階に応じた適切な性に関する授業の実施

12 情報モラル、情報リテラシー教育の推進

- ①外部機関と連携した小・中学生の発達段階に応じた情報モラル、情報リテラシー教育の推進
- ②有害な情報から身を守るための家庭と連携した取り組み

13 キャリア教育の推進

- ①ジェンダーに促われない主体的な進路・職業選択への支援
- ②地域の特色を活かした教育の充実

職場

個性と能力を発揮し活躍できる職場環境づくり

14 職場における均等な機会及び待遇の確保（※女性活躍推進計画）

- ①男女雇用機会均等法等の関係法令の周知
- ②職場における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発
- ③職場における各種ハラスメント防止対策の促進

15 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進（※女性活躍推進計画）

- ①事業所と連携したワーク・ライフ・バランス促進のための考え方の普及と働き方の見直しにつながる意識啓発
- ②多様なニーズに応じた子育て支援の充実
- ③育児・介護休業制度の更なる普及促進
- ④制度を利用しやすい職場環境づくりの促進

16 多様な働き方の普及促進と職業能力開発の支援（※女性活躍推進計画）

- ①多様な働き方に対応した環境整備の促進
- ②多様な働き方や多様な分野における女性活躍の事例等の情報発信
- ③女性の職業能力開発や復職のための支援

地域

安心・安全にいきいきと暮らせる地域づくり

17 地域活動における男女共同参画の推進

- ①地域活動への参画拡大のための意識啓発の推進
- ②地域団体との連携及び活動の支援

18 防災分野における男女共同参画の推進

- ①地域防災活動における女性の参画促進と意識啓発
- ②多様なニーズに配慮した避難所運営の促進と防災備蓄の整備

19 生涯を通じた健康づくりの推進

- ①ライフステージに応じた健康保持増進の支援
- ②「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着

20 生活上困難を抱える人への対応と多様性を尊重した環境の整備

- ①高齢者や障がい者への支援、相談体制の充実
- ②国際理解の推進と在住外国人への支援、相談体制の充実

第4章 実現のための施策

1 社会全体で目指す姿

『誰もが多様性を尊重し認め合う社会づくり』

誰もが性別に捉われることなく、個人の人権を尊重し、個性や能力を十分に発揮できる持続可能な社会を目指します。社会全体のあらゆる分野で多様な意見や考えを反映させ、男女共同参画の視点に立った環境整備を推進します。

【現状と課題】

- 性別による役割分担意識や社会慣行は今もなお根強く残っており、男女共同参画の重要性や理念の浸透にはまだまだ至っていない状況です。社会全体として男女共同参画社会や多様性への理解促進と意識醸成を図るため、効果的な啓発活動を継続して行っていく必要があります。
- 市の審議会等委員への女性登用については、依然として男女比がアンバランスな審議会も見受けられ、各分野に女性の意見・考え方が十分に反映されているとは言えない状況にあります。審議会委員においては、関係団体の代表等が充て職により就任する場合も多く、組織の代表に女性が少ない現状において、女性割合が低い傾向につながっています。政策・方針決定過程への女性参画を拡大するため、充て職による任用の是正や女性人材の育成を進めていく必要があります。
- 令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」（LGBT 理解増進法）⁷⁾ が施行されるなど、国としても多様な性への理解促進等に力を入れています。しかし、正しい知識を得られる機会が少なく、多様な性に対する理解は十分とは言えません。無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）⁸⁾ や性差に基づく偏見・差別を無くし、誰もが自分らしく生きやすい社会となるよう、多様な性に関する理解を深めるための取り組みを推進する必要があります。

7) 「性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」という基本理念のもと、国や自治体、企業、学校に対して、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進を求める法律。この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

8) 自分自身も気づかない無意識のうちに、過去の経験や人の属性などから、ものの見方や捉え方を決めつけてしまうこと。

- 人口減少・少子高齢化が進む社会の中で、若年層、特に女性の県外流出に歯止めがかからない状況です。長井市においても、平成22年に人口3万人を割り込んで以降、令和2年には2万6,543人となり、今後も人口減少の進行が見込まれます。社会増減については、10代後半から20代前半については男女ともに減少幅が大きいものの、20代後半から30代前半については女性の減少幅が特に大きくなっています。女性が若い時から自己実現できる機会の創出、柔軟な働き方やライフスタイルに関する情報発信などに取り組むとともに、「女性はこうあるべき」といった価値観を押し付けることなく、多様化する生き方を受け入れる寛容性を社会全体で醸成し、地元定着・回帰につながる取り組みを積極的に進める必要があります。
- 暴力は、その対象の性別や世代を問わず、重大な人権の侵害にあたります。特に、女性に対するドメスティック・バイオレンス（DV）は深刻な社会問題となっており、被害が潜在化しやすい傾向にあることから、その根絶は男女共同参画社会を実現する上で大きな課題です。また、被害者のみならず、そのこどもの面前でのDVが児童虐待にあたるなど、こどもへの影響や被害についても見逃すことはできません。あらゆる暴力を根絶するための意識啓発を図るとともに、DV被害を受けた方が、孤立することなく、安心して相談できる体制を確保するなど、被害者の立場に立ったきめ細やかな対応が求められます。

【施策の方向性】

施策の方向性 1 性別による役割分担意識の解消と社会慣行の見直し

男女共同参画を実現していくには、性別による固定的な役割分担意識を解消し、互いに支え合う社会的機運を醸成することが必要です。また、家庭、職場、地域など社会のあらゆる場面で平等に機能していない慣習・慣行の見直しも必要です。これらに対応する啓発活動による意識の向上を図ります。

主な施策

- ① 男女共同参画を推進するための講座、意見交換会、講演会等の開催
- ② 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

施策の方向性 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 【※女性活躍推進計画】

多様な考え方を活かす社会を築くため、審議会ごとに委員への女性登用を拡大するとともに、事業所や各種団体が男女共同参画社会の必要性を認識し、自らの問題として取り組めるように女性の参画を呼びかけます。

主な施策

- ① 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の周知による理解促進と推進
- ② 市の審議会等委員への多様な女性人材登用の推進
- ③ 産業団体、地域各種団体等の役員への女性登用拡大の働きかけ
- ④ 市の管理職への女性職員登用の推進

施策の方向性3 多様な性への理解促進

多様な性への理解を促進するため、国や県、各種団体の取り組みの情報収集を行うとともに、的確で分かりやすい情報発信を行うことで、正しい知識の周知に努めます。また、多様な性の意識に関する現状把握のための市民意識調査等を実施し、施策へ反映できるようにします。

主な施策

- ① 性自認・性的指向に関する正しい知識の周知、啓発の推進
- ② 多様な性の意識に関する相談体制の充実
- ③ 市民意識調査の実施、分析、施策への反映

施策の方向性4 誰もが自己実現できる機会の創出・発信

持続可能な地域社会の発展のためには、誰もが自分らしく、自己実現できる長井市として、魅力的な地域の創出が必要です。特に、県外流出の多い女性や若年層に対し、様々な機会を創出するとともに、多様な働き方・暮らし方を発信することで、地元定着・回帰を推進します。

主な施策

- ① 長井市で実現できる働き方・暮らし方の情報整理と発信
- ② 女性、若年層に対する地元定着・回帰のための支援
- ③ 様々な生き方を受け入れる社会全体での寛容性の醸成

施策の方向性5 あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実【※DV防止基本計画】

あらゆる暴力（身体的暴力、性的暴力、モラル・ハラスメント等の精神的暴力 等）の根絶に向けた意識啓発を進めるとともに、関係機関との連携を図りながら、迅速で適切な対応ができるよう、支援体制の充実を図ります。

主な施策

- ① 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
- ② DV早期発見のための体制整備と関係機関との連携強化
- ③ DV相談体制と被害者支援の充実

【成果指標】

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R10 年度)	関係課
男女共同参画の啓発に関する取り組みの推進 (※多様な性に関する情報発信や暴力の根絶につながる意識啓発等の取り組みもカウントを含む。)			
① 男女共同参画に係る講座・イベント・パネル展等の実施(広域連携含む)	4回/年	5回/年	地域づくり推進課
② 市報・ホームページ・SNS等による男女共同参画に関する情報発信	15回/年	20回/年	地域づくり推進課・総合政策課
社会全体がジェンダー平等だと思う人の割合	—	50%	地域づくり推進課・総合政策課
審議会等における女性委員の割合	29.6%	50%	地域づくり推進課・審議会を持つ全課
市職員の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	28.5%	40%	総務課

コラム

性の多様性について理解を深めよう



性のあり方は「グラデーション」だと言われています。性は4つの要素からなり、それぞれの組み合わせに決まりはありません。

- からだの性(身体的性、sex)：生まれたときの身体的な特徴によって割り当てられる生物学的な性。
- こころの性(性自認)：自分の性をどのように思っているか。からだの性と一致しない場合もあれば、「男性」「女性」「男女のどちらでもある」「男女のどちらでもない」など、様々です。
- 好きになる性(性的指向)：恋愛感情や性的関心がどの性に向くか、または向かないかで決まる性。
- 表現する性(性表現)：言葉づかいやファッション、しぐさなどで表される性。

LGBTQとは、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つで、次の頭文字を組み合わせた言葉です。

- Lesbian(レズビアン)：同性を好きになる女性
- Gay(ゲイ)：同性を好きになる男性
- Bisexual(バイセクシャル)：同性も異性も好きになる人
- Transgender(トランスジェンダー)：からだの性に違和感のある人
- Questioning(クエスチョニング)：こころの性や好きになる性が決まっていない、分からない人

性の多様性を認め合い、誰もが生きづらさを抱えることなく、個性や能力を最大限発揮し、活躍できる環境づくりに向けて、性の多様性について考えてみましょう。

2 家庭において目指す姿

『互いに支え合い笑顔あふれる家庭環境づくり』

家庭生活は、より身近な男女共同参画の場であり、家庭内での理解やコミュニケーションを深め、一人ひとりが当事者意識を持つことが重要です。家族が協力し合いながら、家事・育児・介護等ができる温かな家庭環境づくりと互いの人権を尊重できる意識の啓発に努めます。

【現状と課題】

- 人生100年時代を迎え、家族形態や家族観、生活スタイルは日々変化を遂げており、人生の多様化が進んでいます。核家族や高齢者の単身世帯が増加する一方で、未婚を選択する人の増加や、パートナーシップ宣誓制度⁹⁾による新たな家族の形など、様々な生き方が存在しており、あらゆる人に寄り添った多様性への理解を促進するとともに、家庭生活はもちろん、社会全体で支え合いの意識を醸成することが必要です。
- 長井市の共働き率は61.9%と、全国平均の51.6%を大きく上回っています。これは、三世帯同居率の高さや、賃金水準の低下による世帯収入の減少などが要因として考えられますが、労働意識の変化により、女性の社会進出が進んでいるとも言えます。働く女性が増える一方で、家事・育児・介護などの家庭の負担が女性に偏る傾向が見受けられるため、家族が協力し合い、一人ひとりが当事者意識をもって自立した家庭生活を送ることが出来るよう、互いを思いやり支え合うための意識啓発と家事能力習得支援を充実していくことが必要です。
- 子育て支援センターは、利用者のメインターゲットである0～2歳児の保育所利用割合が増加している一方で、一定数家庭で子育てしている方もおり、多様化しているニーズに沿うため、子育て世代の方はもちろん、それを支える祖父母世代の方々にとっても、様々な選択肢を提供できるよう取り組む必要があります。令和5年9月には、遊びと学びの交流施設「くるんと」が新たに開設するなど、今後もさらなる子育て支援の充実が求められます。
- ひとり親家庭は、子育てや仕事に関して経済的・精神的な負担が重くなる傾向があります。悩み事を共有できる機会の創出や生活の安定のための支援が一層求められます。

⁹⁾ 一方又は双方が性的少数者である二人の者が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力して継続的に生活を共にすることを宣誓し、自治体が宣誓書受領証を交付する制度。

- 高齢化社会の進行、生涯未婚率の上昇、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加などから、家庭において労働者が働きながら家族の介護を担うケースの増加が見込まれます。介護による不本意な離職を防ぐための対策や介護知識・技術の普及が長井市でも喫緊の課題です。

【施策の方向性】

施策の方向性6 多様な家族形態、ライフスタイルへの理解促進、意識啓発

家族形態やライフスタイルが多様化する中で、家事・育児・介護といった家庭の営みを理解し合い、思いやりを持って支え合うことができるよう、意識啓発や学習機会の創出に取り組みます。

主な施策

- ① 様々な家族形態、ライフスタイルに関する情報提供、支え合いの意識啓発
- ② 男性の家事・育児・介護への参画促進のための支援

施策の方向性7 子育て支援

誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境を目指し、子育てに孤立感や不安を抱くことがないように、子育て全体についての相談・支援体制の充実を図ります。

主な施策

- ① 家庭状況に応じた子育て支援・相談体制の充実
- ② 子育て講座受講の機会や情報の提供
- ③ 妊娠・出産・育児期における母子の健康確保の推進

施策の方向性8 高齢者・障がい者の自立支援

高齢者等が経済的、社会的に自立し生き生きと暮らすことができる施策の充実を図ります。

主な施策

- ① 高齢者・障がい者の生活自立のための福祉サービスの充実
- ② 自立に関する情報提供と相談・支援の充実

施策の方向性 9 介護支援

介護者を支援するための体制整備を図り、介護に携わることの重要性を理解するための情報提供や相談、介護知識・技術の習得の機会を増やしていきます。

主な施策

- ① 介護保険制度の適正利用の促進
- ② 介護に関する情報提供と相談・支援体制の整備
- ③ 介護知識・技術の普及

【成果指標】

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R10 年度)	関係課
パパママ教室に夫婦で参加した割合	48.5%	70%	健康スポーツ課
遊びと学びの交流施設「くるんと」子育て世代活動支援センター利用者数	0人	75,000人	子育て推進課
子育てアプリ登録者数	417人	600人	健康スポーツ課

コラム

「山形県パートナーシップ宣誓制度」とは



県では、多様性を尊重し誰もが暮らしやすい社会の実現を目指し、令和6年1月より「山形県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

「山形県パートナーシップ宣誓制度」は、双方または一方が性的マイノリティであるカップルが、互いに協力して継続的に生活を共にする関係であることを宣誓すると、県から宣誓したことを証明する「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」が交付される制度です。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではないため、相続や税の控除などの法律上の効果はありません。また、宣誓を行うことで、戸籍の記載が変わるものではありませんが、宣誓書受領証を活用することで、法律婚のカップルと同等の関係として、行政や民間の各種サービスが利用可能となることや、パートナー同士の関係性の説明が円滑に行えるようになります。

【利用可能な行政サービスの例】

- 山形県・・・県営住宅への入居、県立病院における面会 等
- 長井市・・・市営住宅への入居、市立病院における面会、各種証明書の申請・交付手続きの代理 等

※宣誓書受領証を提示された際には、本制度の趣旨を十分にご理解いただき、日々の生活における配慮や、公平で適切な対応にご協力をお願いいたします。

3 学校において目指す姿

『一人ひとりの特性を尊重する教育環境づくり』

人間形成に強く影響するのは、幼少期からの生活環境であり、特に学校教育が果たす役割は大きいといえます。学校教育全体を通じて、多様な価値観や互いの個性を認め合い、他者を尊重することができる児童・生徒が育つ環境づくりを進めます。

【現状と課題】

- こどもたち一人ひとりが互いを尊重し理解し合いながら、明るく楽しい学校生活を送れるよう人権教育を一層重視して進める必要があります。
- 性別に関する偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の形成には、こどもの成長過程における学校教育の環境や日々の生活が与える影響が強いと考えられます。市内中学校における制服選択制の導入や校則の見直しなど、生徒の多様性に配慮した取り組みを進めてきましたが、今後も学校の運営体制や生徒会活動等、学校教育のあらゆる場面で適切な待遇や役割分担の実現がなされるよう、ジェンダーに捉われない多様性を尊重した教育環境づくりを進める必要があります。
- 職場体験等では、ジェンダーに捉われない主体的な選択ができるよう、事業所との連携を図りながら、幅広い職種の体験ができるようにしていますが、今後も体験を通して将来の生き方を身につけられるようキャリア教育を充実させていく必要があります。
- 一人ひとりが相互に理解し、将来にわたって健康維持できるよう学校、家庭、地域で連携した健康教育を充実することが必要です。
- インターネットの普及が進み、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）においては、発信主体が多様化し、人権を侵害するような違法・有害な情報の受信も容易となっています。こうしたメディアを取り巻く現状に対応し、不適切な情報から身を守ることができるよう、情報モラル、情報リテラシーを向上させる指導等を進めることが必要です。

【施策の方向性】

施策の方向性 10 ジェンダー平等教育の推進

個性や多様性を認め合い、子どもたちが一人ひとりを尊重できるよう、ジェンダー平等の理念を育むための教育を充実させます。また、性別役割分担意識や性別に関する偏見・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、正しい理解につながるよう取り組むとともに、多様性の観点から制度や慣習の見直しを進めていきます。

主な施策

- ① 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の理解促進と多様性に配慮した学校運営
- ② 性の多様性を学ぶための学習機会の充実
- ③ 教職員及び保護者への意識啓発・理解促進につながる機会の創出

施策の方向性 11 健康教育の推進

各教科、道徳、特別活動を通して、身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことができる教育を推進します。また、発達段階に応じた授業の実施や相談体制の充実に取り組みます。

主な施策

- ① 児童・生徒の人権に配慮した相談体制の充実
- ② 発達段階に応じた適切な性に関する授業の実施

施策の方向性 12 情報モラル、情報リテラシー教育の推進

SNS等のメディアを通じて流れる様々な情報を主体的に選択・判断できる能力の育成に努めるとともに、情報モラルやメディアとの正しい付き合い方を家庭と連携しながら推進します。

主な施策

- ① 外部機関と連携した小・中学生の発達段階に応じた情報モラル、情報リテラシー教育の推進
- ② 有害な情報から身を守るための家庭と連携した取り組み

施策の方向性 13 キャリア教育の推進

各小中学校における地域の職場体験等の充実により、郷土を愛する心の育成や、ジェンダーに捉われず、多様な選択肢を知り、自ら進路や職業を選び取る力を身に付けられるキャリア教育を進めていきます。

主な施策

- ① ジェンダーに捉われない主体的な進路・職業選択への支援
- ② 地域の特徴を生かした教育の充実

【成果指標】

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R10 年度)	関係課
小中学校における男女共同参画に関する啓発活動の実施回数	1 回／年	2 回／年	地域づくり推進課・ 学校教育課
自分と違う意見について考えるのは楽しいと思うことものの割合 (全国学調)	小学校 78.4% 中学校 82.2% (R5年度)	小学校 83% 中学校 87%	学校教育課
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できることものの割合 (全国学調)	小学校 69.3% 中学校 68.1% (R5年度)	小学校 80% 中学校 80%	学校教育課

4 職場において目指す姿

『個性と能力を発揮し活躍できる職場環境づくり』

就業の環境は、私たちの生活を支える経済的基盤であるとともに、自己実現にもつながるものです。誰もが個性と能力を発揮しいきいきと働き続けることができる就業環境、仕事と家庭を両立できる就業環境を目指します。

【現状と課題】

- 山形県は、かねてより、共働き世帯率が高く、結婚・出産しても働き続ける女性が多い状況にあります。育児をしながら働く女性の割合は、79.4%と、全国平均の64.2%を大きく上回り、全国で4番目に高い水準です。家庭状況によっては、非正規雇用を選択するケースも多く、女性の雇用者の約半数が非正規雇用者となっており、賃金格差や処遇改善などの課題も見受けられます。また、結婚、出産に際し仕事を辞めざるを得なかった女性の復職・再就職は容易ではなく、原因として、支援の不足や支援制度自体が浸透していないことが考えられます。女性の能力開発や就職・復職のためのリカレント教育¹⁰⁾ やリスキリング¹¹⁾ などの各種支援策の充実、雇用創造事業等による雇用拡大・仕事作り、起業したい方を後押しする人材育成・仕事作り(創業)支援など、様々な取り組みを進める必要があります。
- 働きたい人すべてが、仕事と家事・育児・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮するためには、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が必要不可欠です。長時間労働削減等の働き方の見直しに向けた啓発や、誰もが安心して子育てや介護ができるよう多様な選択を可能とする環境整備を進める必要があります。
- 平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行され、あらゆる分野において女性の活躍を推進しようとする機運が高まっています。少子高齢化により、生産年齢人口の減少が見込まれる中、女性の労働力は経済活動を支えるために大きな役割を担い、管理職への積極的な女性登用が進むなど、欠かせない状況にあります。あらゆる分野、業種における女性活躍を推進するとともに、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

10) 学校教育を終えた社会人が、必要に応じて教育を受け、自分のタイミングで学び直すこと。

11) 新たな分野や職務にて新しいスキルを習得すること。リカレント教育とリスキリングは、共に社会の急激な変化やデジタル技術の革新などに対応するために推進されている。

- 令和3年6月に「産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）」¹²⁾が創設されるなど、法改正や制度整備が進んでいます。しかしながら、休業中の給付金が6割程度にとどまること、特に長井市に多い小規模事業者などでは人が少なく代わりの人がいないこと、職場の理解が得られないことなどから、男性の育児・介護休業取得がなかなか進んでいない現状があります。各種制度の周知を徹底するとともに、企業経営者や管理職に向けた意識啓発や取得促進に向けた優良事例の情報提供など、改善のための取り組みをさらに強化していく必要があります。
- 近年、働く場所に拘らない、多様な働き方が浸透しつつあります。雇用や就業形態が多様化する中で、それぞれの価値観やライフスタイルに応じた働き方を選択でき、適正な労働条件が確保されることは、一人ひとりの個性と能力の発揮を促進し、活躍の場の創出にも繋がります。働く意欲を持つ人が、それぞれの目指す働き方に応じた雇用・就労環境を選択できるよう、支援策の充実が求められます。

【施策の方向性】

施策の方向性 1 4 職場における均等な機会及び待遇の確保【※女性活躍推進計画】

男女雇用機会均等法の遵守や職場における格差解消に向けた改善措置の理解を深め、セクシャル・ハラスメント等の各種ハラスメントを防止し、誰もが働きやすい環境の整備を進めます。

主な施策

- ① 男女雇用機会均等法等の関係法令の周知
- ② 職場における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発
- ③ 職場における各種ハラスメント防止対策の促進

¹²⁾ 男性が子の誕生日から8週間以内に、最長4週間(28日)の育休をとれる制度。2回に分けての取得も可能であり、1歳までの育児休業とは別に取得することができる。男性の育児休業取得促進のため、取得ニーズが高い子の出生直後の時期に、これまでよりも柔軟で取得しやすい休業制度として設けられた。

施策の方向性 15 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【※女性活躍推進計画】

誰もが働きながら、安心してこどもを産み育てること、また家族を介護することができるように両立支援を推進します。また、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりを促進します。

主な施策

- ① 事業所と連携したワーク・ライフ・バランス促進のための考え方の普及と働き方の見直しにつながる意識啓発
- ② 多様なニーズに応じた子育て支援の充実
- ③ 育児・介護休業制度の更なる普及促進
- ④ 制度を利用しやすい職場環境づくりの促進

施策の方向性 16 多様な働き方の普及促進と職業能力開発の支援【※女性活躍推進計画】

誰もがいきいきと働き続けることができるために、新たなライフスタイルに対応した、多様で柔軟な働き方の実現に向けて環境整備を進めるとともに、女性の資格習得支援など職業能力の向上を図り、女性が主体的に職業選択を行えるように支援していきます。

主な施策

- ① 多様な働き方に対応した環境整備の促進
- ② 多様な働き方や多様な分野における女性活躍の事例等の情報発信
- ③ 女性の職業能力開発や復職のための支援

【成果指標】

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R10 年度)	関係課
やまがたスマイル企業認定数	—	10社	地域づくり推進課・ 商工振興課
市の男性職員の育児休業取得率 (一週間以上)	0%	85%	総務課
病児保育登録者数	281人	330人	子育て推進課



コラム

「やまがたスマイル企業認定制度」とは

「ワーク・ライフ・バランス」や「女性の活躍推進」などに積極的に取り組んでいる企業等を県が認定する制度です。認定を受けることで、企業イメージの向上や多様な人材の獲得・定着が期待されます。働きやすい職場づくりが進むことで、企業、働く人、その家族、地域の人、みんなの笑顔が増えるよう、「やまがたスマイル企業」と名付けられました。

【対象】

■山形県内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体 等（国及び地方公共団体を除く）

【認定要件】

■認定基準「1. 安心して働ける風土づくり」、「2. 働きやすい制度づくり」、「3. 仕事と家庭生活の両立支援」、「4. 男性の育児休業等の取得推進」、「5. 女性の活躍推進」、「6. 女性のキャリア形成支援」の各項目のうち、達成数によって3つのランクに区分されます。

- ・スマイル企業・・・認定基準のうち、2つ以上に該当
- ・ゴールドスマイル企業・・・認定基準のうち、3つ以上に該当
- ・ダイヤモンドスマイル企業・・・認定基準のうち、5つ以上に該当



【認定のメリット】

・会社ホームページ等での認定マークの使用 ・県ホームページ等、あらゆる場面での認定企業の紹介
・産業活性化支援資金、脱炭素社会推進資金第1号（山形県商工業振興資金融資制度）における優遇金利が活用可能 等

※会社の取り組みがどれくらい該当するか、チェックリストで確認してみましょう！ ⇒



5 地域において目指す姿

『安心・安全にいきいきと暮らせる地域づくり』

日常生活を送る場である地域を活力ある豊かなものとしていくためには、男女共同参画の視点に立った地域活動が求められます。誰もが日々の生活の中で不安や孤立を抱えることなく、地域との支え合いによりいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

【現状と課題】

- 地域を活力ある豊かなものにしていくためには、担い手が一部に偏ることなく、性別を問わず幅広い年齢層で構成されるよう、多様化していくことが重要です。そのため、これまでのような男性中心の意思決定過程を見直し、誰もが地域活動に参画できる環境整備と意識改革に取り組む必要があります。
- ミニデイサービスや老人クラブについては、高齢者の生きがいの場となっていますが、女性の参加者が圧倒的に多いため、今後男性が参加したくなるような魅力ある内容等を計画することが必要です。
- 東日本大震災以降も、様々な自然災害が頻発しています。災害時は、女性や高齢者、子ども等、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されていることから、様々な影響に配慮した、男女共同参画の視点に立った防災・災害対策が必要です。
- 人生100年時代を迎え、誰もが未永く健康で自立した生活を送ることは男女共同参画社会の実現における基盤と言えます。一人ひとりがお互いの身体的特徴を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことが重要です。生涯を通じた健康の保持・増進のため、ライフステージに応じた健康支援に取り組む必要があります。
- 高齢であること、障がいがあること、外国人であること等の理由で、生活上困難を抱える人が地域や社会から孤立しやすいという課題があります。誰もが安心していきいきと暮らせる社会の実現に向けて、地域や社会全体で支え合える環境づくりに取り組むとともに、多様な生き方に沿った支援策の充実が必要です。

【施策の方向性】

施策の方向性 17 地域活動における男女共同参画の推進

地域社会におけるこれまでの慣行を見直し、誰もが地域活動に参画しやすいよう、意識啓発に取り組めます。

主な施策

- ① 地域活動への参画拡大のための意識啓発の推進
- ② 地域団体との連携及び活動の支援

施策の方向性 18 防災分野における男女共同参画の推進

災害に強い地域社会の実現に向けて、男女共同参画の視点に立った防災・災害対策に取り組めます。

主な施策

- ① 地域防災活動における女性の参画促進と意識啓発
- ② 多様なニーズに配慮した避難所運営の促進と防災備蓄の整備

施策の方向性 19 生涯を通じた健康づくりの推進

誰もが末永く健康で自立した生活を送るため、健康づくりに自ら取り組める機会の提供に努めます。

主な施策

- ① ライフステージに応じた健康保持増進の支援
- ② 「性と生殖に関する健康と権利¹³⁾」の考え方の浸透・定着

施策の方向性 20 生活上困難を抱える人への対応と多様性を尊重した環境の整備

貧困や年齢、障がいの有無、国籍や文化の違いなどで困難な状況に置かれている人が、一人ひとりの能力と個性を發揮し、安心して暮らせる環境づくりに取り組めます。

主な施策

- ① 高齢者や障がい者への支援、相談体制の充実
- ② 国際理解の推進と在住外国人への支援、相談体制の充実

13) 「性と生殖に関する健康と権利」は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを日本語に訳した概念で、女性には妊娠・出産という男性にはない機能があり、そのため男性とは異なる健康上の問題に直面することがある。こうした特徴を持つ女性が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することを目指そうという考え方のこと。

【成果指標】

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R10 年度)	関係課
市内コミュニティセンター事業 への参加人数(延べ)	15,658 人	20,000 人	地域づくり推進課・ コミュニティ協議会
女性消防団員の所属人数	16 人	20 人	総務課
特定健康診査の受診率	52.4%	59%	健康スポーツ課・ 市民課
認知症サポーター養成講座 ¹⁴⁾ における男性の割合	23%	40%	福祉あんしん課

【参考指標（現状把握）】

※地域での女性活躍を推進するという視点で新たに追加。目標達成を目指すというよりは、『現状の周知と活躍社会への意識化』という意味で設定し、毎年最新データを公表する。）

指標名		現状値 (R4～5 年度)	目標値 (R10 年度)
地域活動における女性活躍の推進			
①	各地区コミュニティセンター運営協議 会委員の女性の割合	17.8% (24 人/135 人)	女性の割合増加
②	地区長の女性の割合	0.7% (1 人/137 人)	女性の割合増加
③	市内小中学校 PTA 役員（会長、副会 長）の女性の割合	25% (8 人/32 人)	女性の割合増加
④	市議会議員における女性の割合	12.5% (2 人/16 人)	女性の割合増加

¹⁴⁾ 認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族をあたたく見守る応援者のこと。長井市では、高齢者が認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現のために、認知症の正しい知識やつきあい方について学ぶことができる講座を定期的開催している。

付属資料

- ◎ 審議会委員名簿、計画策定の経過
- ◎ 男女共同参画社会基本法
- ◎ 長井市男女共同参画推進条例
- ◎ 長井市男女共同参画推進条例施行規則
- ◎ 長井市男女共同参画推進本部規定
- ◎ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ◎ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ◎ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- ◎ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する
国民の理解の増進に関する法律

○令和5・6年度 長井市男女共同参画推進審議会委員名簿

令和6年3月31日現在（会長以下は五十音順、敬称略）

会長	小野 卓也	荒井 晋一
	井上 榮子	梅津 恵里
	大泉 紀也	金 東 玉
	色摩 ゆかり	小笠原 由美
	横山 誠	渡辺 比呂子

○計画策定の経過

日程	会議等	内容等
令和5年6月2日	長井市男女共同参画推進 キックオフ会議（第1回本部 会、第1回作業部会、第1回審 議会）	本部員・作業部員の任命、審議会委員 の委嘱、男女共同参画の講話（講師： 山形大学ダイバーシティ推進室 柿崎 悦子 准教授）、経過報告、今後の進 め方
令和5年6月29日	第2回作業部会	第六次総合計画の基本構想共有、第二 次計画の総括、第三次計画基本方針に ついて検討
令和5年7月20日	第2回本部会	
令和5年7月25日	第2回審議会（諮問）	会長選出、第三次計画策定について諮 問、第二次計画の総括、第三次計画基 本方針について検討
令和5年9月12日	第3回作業部会、第3回審議会 （分科会）	第三次計画策定に向けた現行計画の見 直しについて（分野班に分かれての意 見交換）
令和5年11月16日	第4回作業部会	第三次計画素案の内容について
令和5年12月11日	第3回本部会	
令和5年12月19日	第4回審議会	
令和6年1月19日～ 令和6年2月2日	意見公募	第三次計画素案の内容について ⇒応募1件
令和6年2月21日	第5回審議会	第三次計画最終案について
令和6年3月21日	全員協議会での概要報告	第三次計画の概要について
令和6年3月26日	審議会会長から市長へ答申	「長井市第三次男女共同参画基本計画 ～ながいスマイルプラン～」策定 について

※審議会＝男女共同参画推進審議会、本部会＝男女共同参画推進本部会、作業部会＝男女共同参画推進作業部会

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第一百四十五回通常国会

小渊内閣

改正 平成一一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附則

(略)

○長井市男女共同参画推進条例

平成14年12月18日

長井市条例第31号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画推進に関する基本施策（第9条—第15条）

第3章 長井市男女共同参画推進審議会（第16条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等が謳われ、男女平等の実現に向けた個別法の整備が行われてきている。しかしながら、少子高齢化社会や急速な経済情勢の変化が生じ、これに対応していく上で、男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野において対等に協力し責任と喜びを分かち合う男女共同参画社会の形成が緊急の課題となっている。

私たちのまち長井市においても、昔ながらの社会慣行で男女の役割を決めつけてしまう考え方がいまだに残っており、地域活動における男女の参画が対等でなかったり、夫婦共働き世帯が多い状況にありながらも、女性の家事、育児及び介護等の負担が大きく、家庭生活において男女が対等とは言えない状況にある。

このような状況を踏まえ、市民一人ひとりが男女の生まれながら持つ性差を互いに尊重し、固定的な役割分担の概念にとらわれることなく、自らの意思で生き方を選択し、個性と能力が発揮できるまちの実現にむけて、市民、事業者及び行政が連携協力しながら男女共同参画推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画推進に関し、基本理念を定め、実現すべき姿の達成にむけて、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会形成に向けて取り組むことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。

(4) 事業者等 市内において公的機関、民間を問わず、あらゆる分野において経済活動及び社会活動を行う者をいう。

(5) ジェンダー・フリー 男女別に期待される役割やイメージなどの歴史的、社会的及び文化的に作られた性差により差別されないことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画推進に関する基本理念（以下「基本理念」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 男女共同参画推進にあたり、男女が、ジェンダー・フリーを理解することで、個性と能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。

(2) 男女共同参画推進にあたり、男女が、社会慣行にとらわれずに、自分の自由な意思と選択による活動ができるように配慮されること。

(3) 男女共同参画推進にあたり、男女が、家庭、職場、地域、学校、行政その他の社会生活における活動の立案、方針の決定及び推進において対等な立場で参画し責任を分かち合えること。

(4) 男女共同参画推進にあたり、男女が、妊娠、出産、母性保護その他性に関することについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者等は、次の各号に掲げる事項を男女共同参画推進による実現すべき姿（以下「実現すべき姿」という。）とし、その達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

イ 「男は仕事」・「女は家庭」等の男女平等を阻害する慣習及びしきたりを超えて、女性が担ってきた家事、育児及び介護等の無償労働を理解し評価できる家庭

ロ 男女が、家事、育児及び介護等を分担することで、地域活動及び社会活動に平等に参画できる家庭

(2) 職場において実現すべき姿

イ 個人の能力、適性及び意欲等が適正に評価され、採用、配置、賃金及び昇進等の男女格差が解消し、やりがいを感じる職場

ロ 就学前の子の育児及び養育のため又は介護のための休暇及び休業を男女共に取得できる環境が整い、ゆとりをもって家庭生活と両立できる職場

(3) 地域において実現すべき姿

イ 男女共に対等な立場で自らの意思により活動に参画できる地域

ロ 今までの慣習及びしきたりにとらわれずに、男女の役割分担が対等になされ、リーダーシップを積極的に発揮できる地域

(4) 教育において実現すべき姿

イ 男女の身体的な特徴の違いを理解し、生涯において互いの健康が維持できる教育が推進されること。

ロ 人を思いやる心を育み、男女が対等に個性と能力を発揮できる教育が推進されること。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画推進のため、第2章に掲げる施策を実施する。

2 市は、前項の施策の実施にあたり、市民、事業者等、県及び国と連携して取り組むものとする。
(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、実現すべき姿を目指し、家庭、職場、地域及び教育の場において、男女共同参画推進に協力するよう自ら努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進のための施策に協力するよう努めるものとする。
(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、事業を行うにあたり、基本理念にのっとり、実現すべき姿を目指し、男女共同参画推進に努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画推進のための施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
(性別による権利侵害に関する配慮)

第8条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる行為により男女の人権を損なわないようにしなければならない。

(1) 性別を理由とする権利侵害及び差別的取り扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。)

(3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。)

第2章 男女共同参画推進に関する基本施策

(男女共同参画推進計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進を着実に遂行するため、男女共同参画推進に関する基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定し、これを実施するものとする。

2 市長は、推進計画の策定にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映させるものとする。

3 市長は、推進計画の実施にあたっては、市民及び事業者等と協力して進めるものとする。
(積極的改善措置)

第10条 市、市民及び事業者等は、男女共同参画の機会の格差の改善が図られるよう関係機関と協力して積極的改善措置を講ずるものとする。

2 市は、各審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の定数について均衡を図るための積極的改善措置を講ずるものとする。
(理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画推進に関する理解を深めるため、広報及び広聴活動等の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び生涯学習の推進)

第12条 市は、学校教育、その他の教育及び生涯学習の場において、基本理念に配慮し、男女共同参画推進に関する教育の推進、学習の機会の提供、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第13条 市は、男女共同参画推進を阻害する問題に関する苦情及び相談を受けた場合は、関係機関と連携して適切に対応するものとする。

(情報の共有等)

第14条 市、市民及び事業者等は、男女共同参画推進に関する情報を互いに提供し共有化を図り、男女共同参画推進のために効果的に活用しなければならない。

(施策の実施状況の公表と評価改善)

第15条 市長は、施策の総合的な推進を行うため、主要な施策の実施状況等について公表し、施策の評価と改善を行うものとする。

第3章 長井市男女共同参画推進審議会

(設置)

第16条 市長の諮問に応じ、男女共同参画推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、長井市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(構成等)

第17条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員の数は、男女同数となるよう努めなければならない。

3 審議会の委員の選任にあたっては、市民を代表する者、知識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第18条 審議会の事務局は、地域づくり推進課に置く。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○長井市男女共同参画推進条例施行規則

平成14年12月18日

長井市規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、長井市男女共同参画推進条例（平成14年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施状況の公表)

第2条 条例第15条に規定する施策の実施状況の公表は、毎年1回行うものとする。公表時期については、市長が別に定めるものとする。

(委員)

第3条 条例第16条第1項の審議会には、会長及び副会長各1名を置き、会長は、委員が互選する。副会長は、会長が指名する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議等)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、次に掲げる事項について審議を行う。

(1) 推進計画の策定及び変更に関すること。

(2) 施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

(3) 施策の評価及び改善に関すること。

(部会)

第5条 審議会に専門の事項を調査審議するため、専門部会を設けることができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長をおき、部会に属する委員の互選とする。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議録)

第6条 会議録は、事務局に調製させ、次の事項を記載する。

(1) 開会及び閉会に関する事項

(2) 出席及び欠席委員の氏名並びに職務のため出席したものの職氏名

(3) 会議に付した事件及び会議の経過

(4) その他会長又は審議会において必要と認めた事項

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○長井市男女共同参画推進本部規程

平成25年5月2日

長井市訓令第7号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長井市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長井市男女共同参画基本計画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者並びに本部長が定める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第6条 本部長は、必要があるときは、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 本部の庶務その他の事務を処理するため、地域づくり推進課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日訓令第8号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表(令5訓令8・全改)

政策推進監、技術参与、危機管理参与、総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、議会事務局
長、総合政策課長、総務課長、地域づくり推進課長、市民課長、健康スポーツ課長、農林課長、商工
振興課長、観光文化交流課長、福祉あんしん課長、子育て推進課長、教育委員会教育総務課長、教育
委員会学校教育課長

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正 令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センター

としての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者か

ら引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その

通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部

分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項 本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項 ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第百三十三条の三 第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これ

らの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定

平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第二百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正 令和元年六月五日法律第二十四号

目次

第一章総則（第一条・第四条）

第二章基本方針等（第五条・第六条）

第三章事業主行動計画等

第一節事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節一般事業主行動計画（第八条・第十四条）

第三節特定事業主行動計画（第十五条）

第四節女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条・第二十五条）

第五章雑則（第二十六条・第二十八条）

第六章罰則（第二十九条・第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果

たしつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令

で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規

定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定め

なければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日
二・三略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第

二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定公布の日
- 二 第二条の規定公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の

規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関

し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年六月一六日法律第六七号）

この法律は、公布の日から施行する。

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律（LGBT理解増進法）

（令和五年法律第六十八号）

（目的）

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

（基本理念）

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（国の役割）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり

り、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

長井市第三次男女共同参画基本計画

令和6年3月

発行／ 長井市
企画・編集／ 長井市地域づくり推進課
〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号
電話：0238-82-8005（課直通）
FAX：0238-87-3368
Email: n-chiiki@city.nagai.yamagata.jp
URL： <http://www.city.nagai.yamagata.jp>